平成２４年（フ）第３６７号
名古屋市千種区千種３丁目24番11号　県営中道住宅１棟802号
破産者　山本　晴次
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０７号
愛知県日進市折戸町枯木21番地29　エスポア日進1003
破産者　赤瀬　　勝
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０９号
愛知県豊明市沓掛町小廻間16番地110
破産者　中村　秀明
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３１号
名古屋市名東区香流１丁目1212番地
破産者　小島　啓之
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４５７号
広島市安芸区船越５丁目１番８号
破産者　山﨑　昌勝
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７６号
熊本県水俣市百間町１丁目３番13号
破産者　渕上　　武
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８４２号
熊本市中央区帯山５丁目21番８号
破産者　中川　信一
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３８３号
北海道旭川市春光１条８丁目３番12号　市住731
破産者　藤野　弘子
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２８号
北海道旭川市東光11条６丁目４番１号　パセオ202
破産者　持田　有一
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４号
開始決定時の住所静岡県御殿場市東田中1303―16株式会社高橋鉄建工業内、住民票上の住所北海道増毛郡増毛町信砂588番地の32
破産者　大西　政広
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
盛岡市肴町３番30―407号
破産者　阿部　　爾
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５２号
群馬県安中市原市２丁目７番26号　田中アパートⅡ１号室
破産者　本松　　仁
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６２号
京都府京丹後市峰山町吉原78番地の５
破産者　平村　忠秋
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１７７号
奈良市三条栄町11番３号
破産者　岩本設計こと　岩本　清利
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４４３号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺417番地の１　イングス法貴寺201、開始決定時の住所奈良県香芝市旭ケ丘４丁目６番地の12
破産者　南川　昌信
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４９号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷719番地１―201号
破産者　大楠眞壽美
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１８号
宮崎市天満３―５―16第15―101コーポ天満101号、住民票上の住所宮崎県小林市堤4623番地
破産者　古川　賢一
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１２５号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1093番地59
破産者　ラボラトリーオブハイメディカルこと　石井　一吉
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２６号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1093番地59
破産者　石井　清美
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係